

研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設

施設名		放射性気体廃棄物		
		希ガス (Bq)	ヨウ素 [ <sup>131</sup> I] (Bq)	トリチウム [ <sup>3</sup> H] (Bq)
核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所	原子炉施設合計	N.D.	N.D.	<sup>11</sup> 9.3 × 10
	年間放出 管理目標値	*1 <sup>14</sup> 5.1 × 10	*2 <sup>10</sup> 2.7 × 10	*3 <sup>13</sup> 1.8 × 10
核燃料サイクル開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	原子炉施設合計	N.D.	N.D.	<sup>9</sup> 2.8 × 10
	年間放出 管理目標値	<sup>13</sup> 8.2 × 10	<sup>8</sup> 1.5 × 10	-

施設名		放射性液体廃棄物	
		全核種 ( <sup>3</sup> Hを除く) (Bq)	トリチウム [ <sup>3</sup> H] (Bq)
核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所	原子炉施設合計	N.D.	<sup>11</sup> 3.7 × 10
	年間放出 管理目標値	*4 <sup>9</sup> 7.4 × 10	<sup>13</sup> 1.1 × 10
核燃料サイクル開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	原子炉施設合計	N.D.	*5 <sup>8</sup> 4.9 × 10 (N.D.)
	年間放出 管理目標値	<sup>9</sup> 5.5 × 10	<sup>12</sup> 9.2 × 10

注： 気体（液体）廃棄物の放出放射能（Bq）は、排気（排水）中の放射性物質の濃度（Bq/cm<sup>3</sup>）に排気（排水）量をかけて求めている。

なお、放出放射能濃度が検出限界濃度未満の場合は N.D. と表示した。

検出限界濃度は以下のとおり。

放射性希ガス : 2 × 10<sup>-2</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下

放射性ヨウ素 : 7 × 10<sup>-9</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下

放射性全粒子状物質（<sup>3</sup>Hを除く）: 4 × 10<sup>-9</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下（<sup>60</sup>Co で代表した。）

トリチウム（気体）: 4 × 10<sup>-5</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下

放射性液体廃棄物（<sup>3</sup>Hを除く）: 2 × 10<sup>-2</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下（<sup>60</sup>Co で代表した。）

トリチウム（液体）: 2 × 10<sup>-1</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下

\*1、\*2：原子炉施設保安規定の改正に伴い、平成15年10月1日以降、放射性気体廃棄物 年間放出管理目標値のうち希ガス及びヨウ素については削除している。

\*2：廃棄物処理建屋排気筒における年間放出管理目標値は以下のとおり。

放射性ヨウ素 : 7.4 × 10<sup>6</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下

\*3：廃棄物処理建屋排気筒における年間放出管理目標値は以下のとおり。

トリチウム（気体）: 3.7 × 10<sup>11</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下

\*4：原子炉施設保安規定の改正に伴い、平成15年10月1日以降、年間放出管理目標値を以下に変更している。

全核種（<sup>3</sup>Hを除く）: 2.8 × 10<sup>-8</sup> (Bq/cm<sup>3</sup>) 以下

\*5：水・蒸気系のトリチウム（N.D.）を含む。

